



消費生活 サポーター通信

令和5年度第2号

今月のテーマ

5月は消費者月間 デジタル化と消費者トラブル



今年のテーマは
デジタルで快適、消費生活術
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

【消費者月間】

消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する教育・啓発などの事業を集中的に行う月間です。

社会のデジタル化が進むことにより、多様なコミュニケーションやサービスの利用が可能になり、生活の利便性が増しています。一方で、**デジタル化に伴う新たな消費者トラブルが発生**しています。デジタルサービスの仕組みやそのリスクを理解し、情報の正確さを見極め適切に活用しましょう。



消費者庁ウェブサイト「令和5年度消費者月間」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2023/



事例

1ヶ月後…



- ・「荷物は不在により持ち帰りました。」というメールがスマホに届いた。
- ・記載されているURLをタップすると、宅配業者のようなサイトが表示されたので、画面の指示に従い、携帯のID、パスワードを入力した。
- ・1ヶ月後、身に覚えのない請求書が届いた。

荷物は不在により持ち帰りました。下記よりご確認ください。
<http://sagi-desu...>

アドバイス

メールや偽サイトであなたの情報を狙う
フィッシング詐欺に注意!



【フィッシング詐欺】

実在の企業等からの案内やサポートを装う偽メールを送りつけ、偽サイトへ誘導し、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を搾取する手口です。

困ったなと思ったら、一人で悩まず早めに
消費生活センターに相談しよう!



- ・メールに記載されたURLには安易にアクセスしない業者の公式ホームページを自分で調べるなどして、注意喚起されていないか確認しましょう。
- ・セキュリティ対策ソフトやOS、アプリは常に最新の状態に更新する。
- ・同じIDやパスワードを使いまわさない
複数のサービスで同じID等を使用していると被害が拡大するおそれがあります。

◆ご相談は…

消費者ホットライン 局番なし ☎ **188**

(お近くの消費生活センターにつながります)

いやや



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
(消費者教育推進大使)
アルミちゃん
君 (T.L. Me)

公式LINEに登録してね

友達登録方法

右のQRコードを読み込む

または

LINEの「友だち追加」から
「@638mbqrp」を検索する

令和5年5月発行

青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (平日9時～17時30分 土・日・祝日10時～16時 ※年末年始休)